

葉山町パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



令和3年1月

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	2
2	宣誓をできる方	3
3	宣誓から宣誓証明書交付までの流れ	4
4	宣誓時に必要な書類	5
5	宣誓後について	6
6	パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用について	7
7	Q&A	9
8	参考資料	12
	①葉山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	
	②様式	
	③確認書	

1 パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとして、経済的にも精神的にも支え合い、協力し合って生活することを約した関係にあることを葉山町が確認し、公に証明するものです。

葉山町では令和2年7月からこの制度を始めます。様々な理由で法律上の婚姻をすることができない方々が抱える困りごとや生きづらさの解消につながるよう制定したものです。

誰もが相互の違いを尊重され多様性を認め合える、より暮らしやすい町を目指しています。

2 宣誓をできる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目すべてに該当する方です。

(1) 成年に達していること。

- ・満 20 歳以上の方（民法の改正により、令和 4（2022）年 4 月 1 日以降は「満 18 歳以上」となる予定です。）

(2) 葉山町民であること、または転入を予定していること。

- ・転入予定の場合は、宣誓書に転入予定日（概ね 3 ヶ月以内）をご記入ください。また、転入することがわかる書類の提出が必要です。

(3) 結婚していないこと及び宣誓者以外の方とパートナーシップ関係にないこと。

- ・他自治体で過去にパートナーシップ宣誓等を行っている方で、既に解消（返還）をされている方は除きます。

(4) 宣誓者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと

- ・パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除きます。

上記（1）～（4）の内容について、宣誓時に書面等で確認させていただきます。

3 宣誓から宣誓証明書交付までの流れ

- (1) お二人が、対象者の要件に該当するかご確認ください。
・3ページの「2 宣誓をできる方」をご確認ください。



- (2) 電話、メール又は窓口で宣誓日時の予約をお願いします。
・要件に該当し、宣誓をご希望の場合は、町民健康課あてに電話又はメールで宣誓にお越しいただく日時の事前予約をお願いします。
・希望日の5日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに予約してください。

宣誓日時：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時から午後4時まで

宣誓場所：役場庁舎内会議室

予約連絡先

町民健康課戸籍相談係（役場庁舎1階1番窓口）

電話 046-876-1111 内線205

メール tyoumin-soudan@hayama.kanagawa.jp

※宣誓するお二人の他に同席する方がいる場合は、予約の際にお伝えください。

※郵送等での宣誓書は、受付ません。



- (3) 予約した日時にお二人で指定の場所にお越しください。
パートナーシップ宣誓書にご署名いただきます。
・必要書類をご持参ください。（5ページを確認してください。）必要書類の交付手数料は自己負担となります。
・本人確認書類による本人確認、必要書類の確認、対象要件を満たしているかを確認します。
・町内在住者の住所確認は、住民基本台帳により職員が確認します。



- (4) パートナーシップ宣誓証明書の交付
・要件を満たしていることが確認できた場合、パートナーシップ宣誓証明書を原則即日交付します。
・通称名を使用する場合は、宣誓証明書の裏面に戸籍上の氏名を記載します。
・希望があれば、裏面の特記事項欄に緊急連絡先を記載することができます。

4 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、以下の書類が必要です。

※宣誓時に宣誓場所にお一人でしか来られない場合は、予約時にご相談ください。

(1) 独身であることを証明する書類（独身証明書・戸籍抄本など）

- ・ 3ヶ月以内に発行された独身証明書等をお一人一通ずつお持ちください。
- ・ 独身証明書や戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。
- ・ 外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書類（大使館等公的機関が発行するもの）に日本語の翻訳を添えて提出してください。
- ・ 独身証明書等の交付手数料は、ご自身の負担となります。

(2) 本人確認ができるもの

- ・ 個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをお持ちください。

※有効期限内のものに限ります。

※保険証等の顔写真のないものしか所持していない場合は、2種類の確認書類が必要になります。（9ページQ&A参照）

(3) 転入予定であることが確認できるもの（3ヶ月以内に転入を予定している方）

- ・ 宣誓する日において、町外に在住しており、3ヶ月以内に転入を予定している方は、賃貸借契約書の写し等の転入予定であることが確認できる書類をお持ちください。（コピー可）

(4) 通称名がわかるもの（通称名を使用する場合）

- ・ 通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用していることが分かるもの（社員証等）をお持ちください。また、通称名を使用する場合、宣誓証明書の裏面にある特記事項欄に戸籍上の氏名を表示します。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※「パートナーシップの宣誓に関する確認書」及び「葉山町パートナーシップ宣誓書（第1号様式）」は、町役場でご用意します。事前に町民健康課窓口でお渡しすることや町ホームページよりダウンロードは可能ですが、ご署名は当日になります。

5 宣誓後について

(1) パートナーシップ宣誓証明書の交付（第2号様式）

- ・パートナーシップ宣誓をされたことを証する宣誓証明書をお二人それぞれに交付します。

(2) 宣誓証明書の再交付（第3号様式）

- ・宣誓書証明書の紛失やき損、汚損、氏名変更などの事情により再交付を希望される場合には、再交付申請書に基づき、再交付します。
- ・氏名変更された場合には、変更後の事項を確認できるものをご提出ください。
- ・宣誓証明書の再交付には時間がかかりますので、できるだけ事前にご連絡をお願いします。

(3) 宣誓証明書の返還（第4号様式）

要件に該当しなくなった場合は、交付された宣誓証明書を返還する必要があります。

例)・パートナーシップの解消

- ・一方または双方が町外に転出した場合（※）
- ・いずれか一方が婚姻し、又は他の者とパートナーシップを結んだ場合

※下記の場合は、宣誓証明書の返還の必要はありません。

- ・一方がお亡くなりになった場合
- ・宣誓者の一方が、転勤又は親族の介護などのやむを得ない理由で一時的に市外や国外に居住する場合
- ・本町とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合で、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書（第5号様式）を提出した場合

6 パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用について

パートナーシップ宣誓制度を実施している横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市と協定を締結し、四市一町の間で同制度を利用している方が住所を異動した際に、新たに宣誓をしなくても宣誓証明書を継続して使用できることとしました。

今後、協定を締結する県内自治体が増えた場合は、さらに利用が広まります。

(1) 手続き及び必要書類について

協定締結自治体間へ転出する場合は、転出前自治体にてパートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書（第5号様式）を提出してください。その際、双方のパートナーシップ宣誓証明書及び本人確認ができる書類を確認します。本人確認書類の例は9頁（Q&A）を参照してください。

(2) 交付条件が異なる自治体との相互利用について

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町で導入しているパートナーシップ宣誓制度は交付条件がほぼ一致していますが、今後上記4市1町とは異なる交付条件で制度を開始する自治体もあると考えられます。この場合、宣誓は交付自治体の条件が適用され、行政サービスは転出先自治体の制度が適用されます。

(3) 一時的な転出の場合について

転勤や親族の疾病、介護等に伴う一時的な転出の場合は、継続使用の届出の必要はありません。宣誓をしたお二人が揃って協定締結市へ転出する場合のみ、継続使用の届出が必要になります。

(4) 個人情報の取扱いについて

転出前自治体で提出された、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書及び本人確認書類の写し等の宣誓者情報を転出先自治体へ送付する際は宣誓者のプライバシーに十分配慮します。

(5) 宣誓証明書の再交付について

転出後、宣誓証明書の再交付を申請する際は、現住所地の自治体に申請し、再交付となります。

7 Q&A

Q1 宣誓証明書は即日交付されますか？

A 書類の不備等がない場合を除いて原則即日交付します。なお、即日交付する場合でも、内容確認等含め1時間前後のお時間を要しますので、ご了承ください。

Q2 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓証明書の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく独身証明書等の必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q3 葉山町民でないと宣誓できないのですか？

A 双方が町内に住所を有しているか、一方が町内に住所を有し、他の一方が3か月以内に町内への転居を予定している場合は宣誓できます。
転入予定の場合は、3か月以内に転入することが分かる書類の提出が必要です。

Q4 「成年」とは何歳以上ですか？

A 20歳以上です。ただし民法の改正により、令和4（2022）年4月1日以降は満18歳以上となります。

Q5 同居していないと宣誓できませんか？

A 同居している必要はありませんが、お互いをその人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係であることが必要です。

Q6 顔写真付きの本人確認書類が無いのですが、どうしたらよいですか。

A 免許証や個人番号カード等の顔写真付きの証明書を持っていない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書等のうち2点の提示が必要です。予約の際にご確認ください。

Q7 郵送でのパートナーシップ宣誓はできますか？

A 郵送での宣誓は行っておりません。

Q8 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 葉山町が行うパートナーシップ宣誓制度は、町の内部規定である「葉山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」により実施される制度です。法律による婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務（扶養の義務等）を伴うものではありません。

Q9 法的な権利や義務を伴うものではないのに実施する理由はなんですか？

A この制度の導入により、性的マイノリティや事実婚カップルの生きづらさや困りごとの軽減を図り、社会的理解が広がることを目的に制定しました。差別や偏見が解消され、多様性を尊重し誰もが生きやすい社会の実現を目指しています。

Q10 パートナーシップ宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

A 葉山町の内部規定により実施される制度であることから、パートナーシップ宣誓をしても戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q11 通称名は使用できますか？

A 性別違和などにより、日常的に通称名を使用している方は通称名で宣誓ができます。通称名を使用する場合は、宣誓日にその通称名が日常的に使用していることが分かるもの（社員証等）をお持ちください。また、通称を使用する場合、宣誓証明書の裏面にある特記事項に戸籍上の氏名を表示します。

Q12 養子縁組をしています、宣誓できますか？

A パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

Q13 宣誓は同性カップルでなくてもできるのですか？

A 同性カップルに限らず、事実婚やトランスジェンダーの方々など異性間のカップルであっても宣誓できます。

Q14 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A 宣誓の際はプライバシー保護のため、原則として個室で対応します。提出された書類や記載されている内容の個人情報の取扱いには十分配慮します。

Q15 第三者に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A 代理人による宣誓はできません。宣誓者お二人揃って窓口にお越しください。ただし、ご事情により必要書類への記入が難しい場合は代筆者による記入を認めています。

Q16 宣誓書は何年間保存されますか？

A パートナーシップ関係が継続中は保存されます。返還（解消）手続きがされた場合は、手続き後3年間保管のうえ廃棄します。

Q17 宣誓証明書の交付を受けるとどのようなサービスを受けられますか？

A 行政サービスでは、町営住宅及び県営住宅への入居申込に利用できます。医療機関では、親族として面会や手術の同意を認めているところもあります。民間サービスでは、事業者により異なりますので各事業者にお問い合わせください。今後、利用可能なサービスが広がるよう、制度の周知に努め、理解及び協力をお願いしていきます。

Q18 市外に転出する場合、宣誓証明書は返還する必要がありますか？

A 一方又は双方が町外に転出した場合は、返還の必要があります。ただし、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市と締結しているパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定に基づき、四市一町間でお二人が同一区域に住所を異動する場合は、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先自治体で新たな宣誓を行うことなく、既に交付済みの宣誓証明書等が継続使用できます。この協定については、今後県内自治体でパートナーシップ宣誓制度を開始した自治体に参加の呼びかけをしていく予定ですので、利用できる自治体が増えることが予想されます。

8 参考資料

葉山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性別に関わらず誰もが人権を尊重され、多様性を認め合える町の実現を目指すため、パートナー関係にある二人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 双方が町内に住所を有している、又は一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと(養子縁組をしている場合を除く。)

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 本籍地で発行する独身証明書その他これに類する書類
- (2) 転入予定の者にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に町と調整するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書(第2号様式。以下「証明書」という。)に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書の再交付)

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(第3号様式)により、証明書の再交付を申請することができる。

(1) 証明書を紛失したとき。

(2) 証明書をき損し、又は汚損したとき。

(3) 氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。この場合においては、第4条第1項に規定する書類であつて、変更後の事項を確認できるものを提出し、又は提示するものとする。

(証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、パートナーシップ宣誓証明書返還届(第4号様式)に証明書を添えて町長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき(特別な事情により双方の意思によることができないと町長が認めたときを含む。)

(2) 宣誓者の一方又は双方が町外に転出したとき(一時的な場合及び次条の規定により転出先の自治体において用いるときを除く。)

(3) 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(自治体間での相互利用)

第9条 宣誓者は、本町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合において、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書(第5号様式)を提出したときは、本町が交付した証明書を継続して使用することができる。

2 本町と協定を締結している自治体から本町へ転入した者は、当該自治体が交付した証明

書（継続使用の届出がされたものに限る。）を、本町において継続して使用することができる。

3 前項の規定により証明書を継続して使用している者が、前条各号のいずれかに該当したときは、前条の規定により返還の届出をするものとする。

4 第2項の規定により継続使用している証明書の再交付については、第7条の規定を準用する。

（事務の所管）

第10条 パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務は、町民健康課において行う。

（その他の事項）


第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

（表）

<p>葉山町パートナーシップ宣誓証明書</p> <p>葉山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p>		
_____ 様		_____ 様
第	号	
年	月	日
	葉山町長	印

（裏）

<p>この証明書は、生命・自由及び幸福追求の権利を尊重し、すべて国民が法の下に平等であることを認める日本国憲法のもと、誰もが相互の違い、多様性を認め合える社会を目指す葉山町の規定により証されるものです。</p> <p>特記事項</p> <p>_____</p>
--

参考資料③：確認書

パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは「葉山町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」を行うにあたり、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓証明書を町に返還いたします。

フリガナ
氏名 _____

フリガナ
氏名 _____

(通称) _____

(通称) _____

要綱の規定	確認事項（該当するものに☑してください。）	
第3条第1号	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号 (①②どちらかに該当すること)	①2人とも、町内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	②1人が町内に住所を有していて、もう1人も町内への転入を予定している。 (転入予定日： 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	2人とも、配偶者がいないこと及び共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	2人が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。 (養子縁組をしている場合を除く。)	<input type="checkbox"/>
その他	住所の確認のため、町職員が住民基本台帳により確認することに同意する。	<input type="checkbox"/>
	利用できる行政サービスの担当課に情報提供を行うことを了承する。	<input type="checkbox"/>

※転入予定の場合は、転入手続き後に、窓口で申し出てください。

「葉山町パートナーシップ宣誓制度ガイドブック」

問い合わせ先

葉山町福祉部町民健康課戸籍相談係

TEL046-876-1111 内線 205